

令和7年1月10日

狛江市長
松原 俊雄 様

狛江市消防委員会
委員長 谷田部 利夫



消防団員の給与について（答申）

令和7年1月10日付け狛総安発第000378号で諮問のあった、消防団員の給与について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和7年1月

狛江市消防委員会

1 審議の経過

令和7年1月8日付けで、狛江市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）から市長に対し、市議会議員の議員及び市長等常勤の特別職職員（以下「特別職等」という。）の給料等の額を引き上げるとの答申があり、この中に付帯事項として「非常勤の特別職の報酬に関しても、一定程度の増額改定を行うことが望ましい」との記載がされている。

これに伴い非常勤の特別職である消防団員の報酬をどのように取り扱うか判断する必要があるとして、令和7年1月10日付けで市長より諮問を受けた。

これを受け、本委員会において、審議会答申により特別職等の給料等が増額改定となることを踏まえ、その引上げ幅、また、過去の消防団員報酬改正の経過、現在の社会、経済情勢等をもとに審議した。

2 結論

本委員会が、平成22年2月の団員報酬額を引き下げる旨の答申を行った際、消防団員の職責と士気高揚を思量し、今後財政状況が好転したときは、できるだけ早期に報酬を引き上げていただくことを要望したところである。また、今回の審議会答申における「市の財政状況の改善など、一定の評価ができる」等の見解を踏まえると、報酬額を引き上げることについては異論のないところである。

引上げ幅については、同審議会答申において「特別職等の例月給の改定率を2.5%とし、千円未満の切り捨て処理を行い2.5%を超えないものとして増額することが妥当」としており、本委員会もこれを基本として考えた。

しかし、消防団員の各階級の報酬額にこれをそのまま当てはめた場合、特別職等と比べて報酬額自体が少ないこと、消防団員の報酬が100円単位であることから、ほとんどの階級で現行の報酬額よりも低くなる状況となってしまう。

この点を解消するため、本委員会としては、各階級の平成16年度引下げ改定前の額にそれぞれ100円を増額することとし、団員全体として平均2.5%の増額とすることが妥当と考える。

なお、報酬改定の実施時期は、特別職等の引上げ時期と同様に令和7年度からとすることが適当である。

【狛江市消防団員報酬額】

階級	現行月額	改定月額	増減額
団長	33,600 円	34,500 円	900 円
副団長	24,100 円	24,600 円	500 円
分団長	16,500 円	16,800 円	300 円
副分団長	11,600 円	11,900 円	300 円
部長	9,400 円	9,700 円	300 円
班長	8,600 円	8,900 円	300 円
団員	8,200 円	8,400 円	200 円

【参考：平成 16 年度引下げ前の報酬額】

階級	月額
団長	34,400 円
副団長	24,500 円
分団長	16,700 円
副分団長	11,800 円
部長	9,600 円
班長	8,800 円
団員	8,300 円